

地熱発電関連条例・要綱等情報整理一覧表

	条例等名称	条例・要綱等の目的	地熱発電・説明対象範囲等用語に関する規定	持続可能性等に関する規定	モニタリングに関する規定	協議会等合意形成に関する規定	規模等に関する規定
東京都	八丈町 八丈町 八丈町地域再生可能エネルギー基本条例 (H26.4.1 施行)	(目的) 第1条 必要な事項を定めることにより、地熱資源の適正かつ永続的活用を進め、地域経済の振興と福祉の増進等に資することを目的とする。	(定義) 第2条 地熱資源を活用して発電を行う際には、既存の温泉及び、地熱・温泉熱発電所への影響並びに環境及び景観との調和に十分配慮しながら、将来にわたって持続可能なものとし、町の地域振興に寄与するよう行わなければならない。 地熱資源は地下深部に存し、地表面から直接見ることができないため、地熱発電開発においては、主な段階において事業内容の確認を受けながら、慎重に手順を踏んで実施されなければならない。	(基本理念) 第3条 地域再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は次のとおりとする。 (1)地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域固有の資源であることを念頭に、地域経済及び持続性に配慮するものとする。 (2)地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域に根ざした主体の形成に努め、地域受益を実現するものとする。 (3)地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域の自然環境の持続性に配慮するものとする。 (4)地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域内の公平性及び他者への影響に配慮し、十分な合意形成のもとに行うものとする。 (5)町、町民及び事業者は、地域再生可能エネルギーの地域における価値を自覚し、地域社会の発展に向け、相互に協力してその活用に努めるものとする。	—	(八丈町地域再生可能エネルギー導入審査会) 第5条 本条例の趣旨に則した再生可能エネルギーの活用のために必要な審査を実施するため、八丈町地域再生可能エネルギー導入審査会(以下「審査会」という)を設置するものとする。 2 審査会の運営に関し、必要な事項は別に定めるものとする。 (連携の推進等) 第6条 町、町民及び事業者は、地域再生可能エネルギーの活用について、国、都及び関連する組織や団体と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。 (その他) 第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。	—
大分県	大分県 大分県 大分県環境審議会温泉部会内規 (H26.10.1 施行)	—	—	—	(モニタリング調査) 口径 80A 以内で大深度の掘削、増掘を行う場合、及び口径 80A 超 150A 以内で掘削、増掘を行う場合のいずれも以下の各項の実施について、許可申請時に書面をもって誓約すること。 ①噴出試験を行い、温泉資源の保護を図るため、必要な影響調査を実施すること。 ②生産開始後も温泉資源の保護を図るため、継続して影響調査を実施すること。 ③湧出量の減少など、温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止、または制限し、資源の回復が認められない場合は温泉を埋め戻すこと。	(地元説明) 口径 80A 超 150A 以内で掘削、増掘を行う場合 以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。 ・地熱開発地域で説明会等を行うこと。 (地元説明に関する状況説明書) 地熱発電を目的とした温泉掘削許可申請(口径 80A 以内、大深度掘削)の添付書類 ・地元説明に関する状況説明書 付近の源泉所有者や自治区に対し、温泉掘削を含む発電事業計画を説明した地元説明状況報告書を提出すること(同意書を可とする。)	1 口径 80A 以内で大深度の掘削、増掘を行う場合 (1)事前調査 以下の各項目を示し、温泉法第4条第1号及び第3号に該当しないことを説明すること。 ① 地熱開発計画を明らかにし、地熱開発計画と温泉資源の関係性を示すこと。 ②掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、150m 以上離れていること。 ③開発計画が温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行うこと。 ④地熱開発地域で説明会等を行うこと。 ※大深度とは周辺の浴用利用の温泉から 100m 以上掘削深度が増加するものをいう。 ※①は、近隣で NEDO 等による地熱資源調査が行われている場合、その調査結果を用いることができる。

	条例等名称	条例・要綱等の目的	地熱発電・説明対象範囲等用語に関する規定	持続可能性等に関連する規定	モニタリングに関連する規定	協議会等合意形成に関連する規定	規模等に関連する規定
							<p>2 口径 80A 超 150A 以内で掘削、増掘を行う場合</p> <p>(1)事前調査 以下の各項を示し、温泉法第 4 条第 1 号及び第 3 号に該当しないことを説明すること。</p> <p>① 地熱開発計画を明らかにし、地熱開発計画と温泉資源の関係性を示すこと。</p> <p>②掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、300m 以上離れていることを示すこと。</p> <p>③開発計画が温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行うこと。</p> <p>※代替掘削による口径変更は認めない。</p> <p>※①は、近隣で NEDO 等による地熱資源調査が行われている場合、その調査結果を用いることができる。</p>
別府市	別府市温泉発電等の地域共生を図る条例 (H28.5.1 施行)	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、別府市の区域における温泉発電等の導入等に関し必要な事項を定め、温泉発電等と自然環境及び生活環境との調和並びに市民との共生を図ることにより、地域の温泉資源の持続可能な利活用並びに地域の振興及び公共の福祉に資することを目的とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)温泉発電等 温泉発電(源泉から湧出する温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう)のうち、おおむね摂氏 70 度から 150 度までの温度域の温泉を熱源として利用する発電をいう)その他地熱エネルギーを利用する発電をいう。</p> <p>(2)温泉発電等設備 温泉発電等のための設備(電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 38 条第 3 項に規定する事業用電気工作物に限る)及びその附帯設備をいう。</p> <p>(3)温泉発電等の導入 温泉発電等設備を設置すること(環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 2 条第 4 項に規定する対象事業を除く)をいう。</p> <p>(4)導入事業者 温泉発電等の導入をしようとする者及び温泉発電等の導入をしている者をいう。</p> <p>(5)近隣区域 温泉発電等の導入の場所の境界から 200 メートル以内の区域をいう。</p> <p>(6)近隣関係者 近隣区域に居住する者並びに近隣区域内の土地又は建物の所有者、管理者及び占有者をいう。</p> <p>(7)近隣温泉関係者 温泉発電等の導入において、温泉発電等の熱源となる源泉又は当該源泉から 150 メートル以内</p>	—	<p>(近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響の調査等)</p> <p>第 10 条 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等の導入が近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響を調査しなければならない。</p> <p>2 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等設備の敷地内から生じる騒音が近隣区域の生活環境に及ぼす影響を考慮し、規則で定めるところにより、騒音の防止に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>(モニタリング)</p> <p>第 12 条 市長は、温泉発電等の導入において、新たな源泉の掘削(深度増加を伴わない代替掘削の場合は源泉の周囲 150 メートル以内に他の源泉があるものに限る)又は増掘が行われる場合は、前条第 2 項の規定による事前協議の完了を承認するときに近隣区域の温泉資源の状況を確認するため、規則で定めるところにより、事前協議申出導入事業者に源泉の温度、湧出量、泉質等の計測(以下「モニタリング」という)を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定によりモニタリングを求められた事前協議申出導入事業者は、温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前、温泉発電等設備の稼働の 6 月後、1 年後、以後 1 年を経過するごとにモニ</p>	<p>(近隣関係者及び近隣温泉関係者への説明等)</p> <p>第 8 条 事前協議申出導入事業者は、自ら近隣関係者及び近隣温泉関係者に対し温泉発電等の導入に関する説明を行い、当該近隣関係者及び近隣温泉関係者の意見を把握するとともに、その意見に真摯に対応しなければならない。</p> <p>2 前項の説明は、規則で定めるところにより、地元説明会を必要な回数開催する方法その他の方法で行うものとする。</p> <p>(水利関係者への説明等)</p> <p>第 9 条 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等のために取水又は排水を必要とするときは、水利関係者に温泉発電等の導入及び取水又は排水に関する説明を行い、その承諾を得なければならない。</p> <p>2 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等のための取水又は排水の管理を委託するときは、当該委託を受ける者に対し適正な対応を行うよう指導するとともに、水利関係者に当該委託に関する説明を行わなければならない。</p>	—

	条例等名称	条例・要綱等の目的	地熱発電・説明対象範囲等用語に関する規定	持続可能性等に関連する規定	モニタリングに関連する規定	協議会等合意形成に関連する規定	規模等に関連する規定
			(当該源泉が新たに掘削し、又は増掘する源泉であって規則で定めるものである場合は、300メートル以内)の源泉に係る権利を有する者をいう。 (8)水利関係者 温泉発電等の導入において、温泉発電等のための取水又は排水が行われる流域における水利権を有する者をいう。		タリングを実施し、その結果を市長に報告するものとする。 3 事前協議申出導入事業者は、第1項の規定によりモニタリングを求められたときは、前条第3項の規定にかかわらず、温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前のモニタリングの結果を報告した後に温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工するものとする。		
由布市	由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 (H26.1.29 施行)	(目的) 第1条 この条例は、由布市における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)再生可能エネルギー発電設備設置事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する設備(送電に係る鉄柱等を除く)の設置を行う事業をいう。 (2)事業者 再生可能エネルギー発電設備設置事業(以下「事業」という)を行うものをいう。 (3)事業区域 事業を行う区域をいう。 (4)建築物建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。 (5)工作物 土地に定着する人工物で建築物以外のものをいう。 (6)該当自治会 その区域に事業区域を含む自治会をいう。 (7)近隣関係者 事業区域の境界線から16メートル又は事業に係る建築物若しくは工作物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある土地又は建築物を所有する者をいう。	(基本理念) 第2条 由布市の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。	(事業者の責務) 第5条 4 事業者は、温泉資源の保護に資するため、既存源泉等の状況を把握するためのモニタリングに努めなければならない。	(事業者の責務) 第5条 3 事業者は、進捗段階に応じて、町、地域住民、既存源泉所有者及びその他関係者に対して、あらかじめ事業内容及びその進捗状況を説明する機会を設けなければならない。 (該当自治会への説明等) 第10条 事業者は、前条第1項の規定による届出を行う前に、該当自治会の住民に対して、同項第1号及び第2号に掲げる事項を周知し、事業の施行等について説明会を開催しなければならない。 2 事業者は、前条第3項の規定による変更の届出を行う前に、該当自治会に対して、事業の施行等について説明会を開催しなければならない。ただし、事業内容等の変更が軽微で市長が説明会の開催を要しないと認めたとときは、この限りでない。 3 事業者は、前2項の説明会により、該当自治会の理解を得るように努めるものとする。ただし、該当自治会が事業者の説明に応じないことその他の規則で定める理解を得られない理由があるときは、この限りでない。 (近隣関係者への説明等) 第11条 事業者は、第9条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、同項第1号及び第2号に掲げる事項を周知し、事業の施行等について説明を行うものとする。 2 事業者は、第9条第3項の規定による変更の届出を行う前に、近隣関係者に対して、事業の施行等について説明を行うものとする。ただし、事業内容等の変更が軽微で市長が説明を要しないと認めたとときは、この限りでない。	(適用を受ける事業) 第7条 この条例の規定は、事業区域の面積が5,000平方メートルを超える事業に適用する。 2 既に施行している事業の事業区域の近接地において一体的な事業を施行する場合は、その面積を合算するものとする。 (抑制区域) 第8条 市長は、次の各号に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、事業を行わないよう協力を求める区域を定めることができるものとする。 (1)貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有していること。 (2)地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。 (3)歴史的又は郷土的な特色を有していること。 2 前項の規定は、前条に規定する事業区域の面積にかかわらず、すべての事業について適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。

	条例等名称	条例・要綱等の目的	地熱発電・説明対象範囲等用語に関する規定	持続可能性等に関連する規定	モニタリングに関連する規定	協議会等合意形成に関連する規定	規模等に関連する規定
九重町	九重町地熱資源の保護及び活用に関する条例 (H28.9.23 施行)	(目的) 第1条 この条例は、九重町における地熱発電事業に関する手続を定め、資源の持続可能な利用を図ることにより、環境保全及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)環境 自然環境及び地域住民の生活環境のことをいう。 (2)温泉 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。 (3)事業者 地熱発電事業を行おうとする者をいう。 (4)対象事業 事業者による既存の温泉を利用若しくは井戸を新たに掘削、掘り替え若しくは増掘して行う地熱発電事業をいう。ただし、既存井を利用した事業(従前より地熱発電事業以外を目的として使用している既存井を利用した事業及び既に地熱発電事業を実施している既存井においてその余剰熱を利用する事業)で、事業実施前後において湧出量に変化を生じない事業並びに資源調査の結果から出力規模が決定し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び大分県環境影響評価条例(平成11年大分県条例第11号)第2条第4項に基づく環境影響評価の対象となる事業を除く。 (5)事業計画 事業候補地、事業実施体制、スケジュール及び事業者が行う既存泉源及び環境に与える影響を把握するためのモニタリング調査計画並びに影響に対する対処法並びにその他事業の内容が分かる計画をいう。	(基本理念) 第2条 地熱発電事業を行おうとする者が、資源を活用する際には、環境、景観及び地域住民に十分配慮し、次世代に引き継ぐための持続可能なものとし、地域振興に資するよう行わなければならない。	(事業者の責務) 第5条 4 事業者は、温泉資源の保護に資するため、既存泉源等の状況を把握するためのモニタリングに努めなければならない。	3 事業者は、前2項の説明により、近隣関係者の理解を得るように努めるものとする。ただし、近隣関係者が事業者の説明に応じないことその他の規則で定める理解を得られない理由があるときは、この限りでない。	—
	九重町再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱 (H26.12.1 施行)	(目的) 第1条 この要綱は、九重町内における再生可能エネルギー発電設備設置事業に関し必要な基準を定め、その適正な実施を誘導することにより、環境保全と持続可能な資源活用を地域に応じた形で推進するとともに、関係	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する設備をいう。 (2)設置事業 発電設備設置事業行為(土地の権利の取得、伐採、造成、工事等設置に係る事業の全てを含む)をいう。	—	(モニタリングの実施) 第13条 町長は、前条の規定による通知を行うにあたり、周辺地域の自然及び生活環境を保全するために必要であると認めるときは、設置事業着手前後のモニタリングを事業者に求めることができる。 2 前項のモニタリングは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。 (1)地熱・温泉発電及び土地の掘削を伴う発電は次に定めるところによる。	(地元住民への説明等) 第9条 事業者は、第3条の規定による届出を行う前に、事業の施工内容等について地元住民及び隣接関係者へ説明会等を開催することとし、理解を得るように努めるものとする。ただし、地域の状況に応じて、地元住民以外にも説明会等を開催するものとする。 2 事業者は、前条の規定による変更の届出を行う前に、地元住民及び隣接関係者へ説明会等を開催することとし、理解を得よう努めるものと	—

	条例等名称	条例・要綱等の目的	地熱発電・説明対象範囲等用語に関する規定	持続可能性等に関連する規定	モニタリングに関連する規定	協議会等合意形成に関連する規定	規模等に関連する規定
		者の調和を図ることを目的とする。	(3)発電事業 発電設備における発電及び売電行為をいう。 (4)事業者 設置事業等を行う者をいう。 (5)設置場所 発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする全ての場所をいう。 (6)地元住民 設置場所が所在する行政区内に居住する者及び設置場所が所在する区域に隣接する区域内に居住する者等をいう。 (7)隣接関係者 当該設置事業による自然及び生活環境の改変の影響を受けるおそれがある者等をいう。		ア 周辺の既存泉源の温度、湧出量及び泉質等について計測し、町長に報告するものとする。 イ アの計測及び報告は、工事着工前並びに発電開始後の1月後、6月後、1年後及び1年経過することとする。 (2)前号以外の発電はモニタリング調査内容及び時期について、町長と事前に協議を行い決定し、町長に報告するものとする。	する。ただし、事業内容等の変更が軽微で町長が説明会の開催を要しないと認めるときは、この限りではない。 3 事業者は、前1項の規定により説明会を開催したときは、説明会等実施状況報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。	
熊本県	南阿蘇村地熱資源の活用に関する条例(H26.12.12施行)	(目的) 第1条 この条例は、南阿蘇村の阿蘇山西部地域における地熱資源の活用に関し、必要な事項を定めることにより、地熱資源の保全や自然環境との調和を図りながら、持続可能な活用と、地域の産業振興及び雇用創出等の実現に資することを目的とする。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)阿蘇山西部地域 南阿蘇村大字河陽、大字長野の範囲内をいう。 (2)事業者 地熱・温泉熱発電等地熱資源を活用した事業(既存の温泉事業を除く)(以下「事業」という)を行う者をいう。 (3)事業計画 事業者が行う事業計画をいう(事業候補地、事業実施体制、事業スケジュール、開発計画と村内の他の事業の関係性を示すもの、周辺環境に与える影響を把握するためのモニタリング調査計画、その他事業の内容が分かるもの)。	(基本理念) 第2条 地熱資源を活用する際には、環境及び景観との調和並びに既存の温泉への影響に十分配慮しながら、将来にわたって持続可能なものとし、南阿蘇村の地域振興に資するよう行わなければならない。	—	(事業者の責務) 第5条 事業者は、事業を行うに当たって、本条例を遵守しなければならない。 2 事業者は、湧出量の減少等周辺環境の変化が認められた場合には、影響調査を実施し、当該事業が原因であった場合には、必要な措置を講じるとともに、村が地熱資源の保護に関する施策を実施する場合には、それに協力しなければならない。 3 事業者は、事業を進めるに当たっては、機会あるごとに、村、行政区長、温泉事業者、その他関係者に対して、事業計画の内容を説明しなければならない。	—
	小国町地熱資源の適正活用に関する条例(H28.1.1施行)	(目的) 第1条 この条例は、町内に存する地熱資源が町及び町民の貴重な財産であるという認識の下、地熱発電開発に必要な事項を定めることにより、地熱資源の適正かつ永続的活用を進め、地域経済の振興と福祉の増進等に資することを目的とする。	(定義) 第4条 この条例において「地熱発電事業者」とは、町内で地熱資源を活用し、発電事業を行う者をいう。 2 この条例において「事業計画」とは、地熱発電事業者が行う、事業候補地、事業実施体制、事業スケジュール、開発計画と周辺地域の他の類似事業の関係性を示すもの、周辺環境に与える影響を把握するためのモニタリング調査計画その他事業の内容が分かる計画をいう。	(基本理念) 第2条 地熱資源を活用して発電を行う際には、既存の温泉及び、地熱・温泉熱発電所への影響並びに環境及び景観との調和に十分配慮しながら、将来にわたって持続可能なものとし、町の地域振興に寄与するよう行わなければならない。 2 地熱資源は地下深部に存し、地表面から直接見ることができないため、地熱発電開発においては、主な段階において事業内容の確認を受けながら、慎重に手順を踏んで実施されなければならない。	—	(地熱発電事業者の責務) 第6条 地熱発電事業者は、その事業活動によって、既存の温泉、地熱・温泉熱発電所並びに町の自然環境の保全及び生活・生産環境の形成に支障を来すことがないように自らの責任及び負担において必要な措置を講ずるものとする。 2 地熱発電事業者は、湧出量の減少等周辺環境の変化が認められた場合には、影響調査を実施し、当該事業が原因であった場合には、必要な措置を講じるとともに、町が地熱資源の保護に関する施策を実施する場合には、それに協力しなければならない。 3 地熱発電事業者は、事業を進めるに当たっては、機会あるごとに、町、地域住民の代表、温泉事業者その他関係者に対して、事業計画の内容を説明しなければならない。	—

		条例等名称	条例・要綱等の目的	地熱発電・説明対象範囲等用語に関する規定	持続可能性等に関連する規定	モニタリングに関連する規定	協議会等合意形成に関連する規定	規模等に関連する規定
鹿児島県	霧島市	霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例 (H27.10.5 制定)	(目的) 第1条 この条例は、本市における温泉を利用した発電事業の実施に関する手続を定め、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図ることにより、貴重な共有財産として将来の世代に引き継ぎ、及びその持続的な利用を可能とし、もって自然環境の保全及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)温泉 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。 (2)発電事業者 温泉を利用して地熱発電を行う事業者をいう。 (3)対象事業 発電事業者による既存の温泉を利用若しくは温泉を新たに掘削、替え掘り若しくは増掘して行う地熱発電事業又は発電後に生じる蒸気や熱水等を活用した事業をいう。ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び鹿児島県環境影響評価条例(平成12年鹿児島県条例第26号)第2条第2項に基づく環境影響評価の対象となる事業を除く。 (4)事業計画 対象事業に関し、市長が別に定める事項を記載した計画をいう。	—	—	(責務) 第3条 発電事業者は、対象事業を実施するに当たっては、その進捗段階に応じて、市、地域住民、温泉利用事業者(温泉を公共の浴用又は飲用など厚生的な目的で利用するもの又は温泉を配湯、発電、農業等産業的な目的で利用するものをいう)その他関係者に対して、事業計画の内容及びその進捗状況を説明する機会を設けなければならない。	—
	指宿市	指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例 (H27.4.1 施行)	(目的) 第1条 この条例は、温泉資源は市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	(定義) 第3条 この条例において「温泉」とは、温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。 2 この条例において「温泉源」とは、温泉法第2条第2項に規定する温泉源をいう。 3 この条例において「温泉利用事業者」とは、次に掲げる者をいう。 (1)温泉を公共の浴用又は飲用に利用する者 (2)温泉を配湯業、農業又は養殖業で利用する者 (3)地熱又は温泉を発電事業(以下「地熱発電事業」という。)で利用する者 (4)前3号に掲げる者のほか、温泉を事業の用に供する目的で利用すると市長が認めた者 4 この条例において「地熱発電事業者」とは、市内で地熱又は温泉を利用し、かつ、出力10kW以上の発電事業を行おうとする者をいう。 5 この条例において「事業計画」とは、地熱発電事業者が行う、事業候補地、事業実施体制、事業スケジュール、開発計画と市内の他の事業の関係性を示すもの、周辺環境に与える影響を把握するためのモニタリング調査計画その他事業の内容が分かる計画をいう	—	(基本的責務) 第4条 2 温泉利用事業者は、温泉資源の保護に資するため、自らが所有する温泉の状況等を把握するモニタリングに努めるものとする。	(基本的責務) 第4条 3 地熱発電事業者は、事業を進めるに当たっては、機会あるごとに、市、地域住民の代表、温泉利用事業者その他関係者に対して、事業計画の内容を説明しなければならない。	—